

# 血圧計・非接触型体温計導入促進助成事業のご案内

健康起因事故の防止を図るためには、事業者、運行管理者等が、運転者の健康状態を良好に保持し、健康管理を適切に行う必要があることから、点呼時等において運転者の健康状態の確認に活用するため、会員事業者が健康管理機器を導入する際に、その費用の一部を助成します。

## 1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

## 2. 助成期間

令和2年4月1日から令和3年2月15日まで

※ただし、先着順とし、予算に達した場合は申請期間内であっても受付を終了します。

## 3. 対象機器

◆**血圧計** <対象機器は別紙のとおり※全日本トラック協会に準じます。>

- ・管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計(業務用)であること。
- ・国や他の団体等からの補助金の交付を受ける(受けた)場合は、交付対象外となります。

◆**体温計**

- ・医療機器認証番号が登録されている非接触型体温計であること。
- ・取得価格1万円以上(税抜)の機器であること。

[共通条件]・令和2年4月1日から令和3年2月15日までに買取りにより導入し、県内認可営業所に設置したもの。

- ・リース・割賦による導入(購入)、並びに中古機器は対象としない。

## 4. 予算総額

300万円

## 5. 助成金額 ※1台(個)あたりの助成額(千円未満切捨て)

◆**血圧計**

取得価格(税抜)の2分の1以内の額(上限5万円)※1営業所あたり1台、上限5台まで。

◆**体温計**

取得価格(税抜)の2分の1以内の額(上限1万円)※1営業所あたり1個まで。

## 6. 申請方法

以下の各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

- ①実績報告書(助成金請求書)
- ②申請内訳書
- ③機器の価格の内訳が分かる書面(請求書など)  
※体温計補助の場合は機器の仕様書等の提出を求める場合があります。
- ④領収書の写し  
※対象機器のメーカー・機器名称の記載が必要です。  
※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了(決済)している必要があります。
- ⑤中小企業者であることが確認できる書類(中小企業者が血圧計の補助を受ける場合のみ)  
※事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ  
※大企業者及び体温計補助の場合は添付不要です。
- ⑥保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの
- ⑦振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの

## 7. 機器の処分制限

会員事業者は、交付対象となった機器の導入の日から起算して血圧計は6年間、体温計は当該機器の耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄、貸付又は担保に供してはなりません。